

農業委員会事務局

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 監査対象 | 農業委員会事務局 |
| 3 事前調査期間 | 平成25年6月4日 |
| 4 監査期間 | 平成25年7月3日 |
| 5 監査対象年度 | 平成24年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

第2 監査対象の概要

農業委員会事務局の主な業務内容及び職員数（平成25年5月1日現在）は、次のとおりである。

農地法に基づく農地の権利移動・農地転用、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定等促進、租税特別措置法に基づく農地の相続税・贈与税の納税猶予の特例、農地等の利用関係の調整、農業・農業者に関する事業の啓発宣伝、農業者年金に関する業務等を所掌する。

（職員4名、再任用職員2名、兼務職員3名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、効率性改善への取組状況、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、人財育成の取組状況、1者単独随意契約（委託料）の状況、原課契約工事施工状況及び業務棚卸表について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

（1）支出事務について

ア 予算執行伺と見積書の日付に不整合のあった事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

イ 見積書の日付や請求書の代表者名及び代表者印が漏れていた事例が見受けられた。四日市市会計規則第35条等に基づき、不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認すること。

（2）文書管理について

執務日誌において、事務局次長の印が漏れていた事例が見受けられた。また、天候欄の記

入漏れと、修正液により字句訂正した事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(3) 臨時職員の任用手続きについて

臨時職員の任用に関する決裁において、通勤届の日付が漏れていた事例が見受けられた。任用手続きにおいて不備のない適切な事務処理を行うこと。

2 意見

(1) 現金等の管理について

農業委員互助会の預金通帳と印鑑を預かって保管していた。農業委員と協議して管理責任を明確にし、通帳と印鑑は別々に保管するよう改めること。 【改善事項】

(2) 農業委員会事務局のあり方について

ア 農業委員が地域代表として、また広く全市的な視点から農業振興を図っていくことができるよう、農業委員会事務局は、先進的な情報の収集・提供や農地部会と農業振興部会間の情報共有化を促進すること。 【改善事項】

イ また、農水振興課と連携して進める業務も多いが、農水振興課と農業委員会事務局の事務分掌をより一層明確にし、農業委員会の事務に専念できるようにすること。 【改善事項】

(3) 内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェック体制の強化などを行い、内部事務管理の改善を図ること。 【改善事項】

(4) 農地の遊休化及び後継者不足について

農地の遊休化及び後継者不足の現状は避けられないところであるが、農家のニーズを把握して取り入れるべきものは取り入れ、本市としての対策の再構築を図ること。

【要望事項】